稲沢市マンション管理計画認定申請に関する要綱(趣旨)

第1条 この要綱は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定による管理計画の認定の申請(法第5条の6第2項において準用する場合を含む。以下「認定申請」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請)

- 第2条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成 13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。)第1条の2第 1項の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、 公益財団法人マンション管理センター(以下「センター」という。)が 運営する管理計画認定手続支援サービスによらないで認定申請をする 場合は、第1号に掲げる書類の添付を要しない。
  - (1) センターが発行する認定申請に係る事前確認適合証
  - (2) 認定申請に係る管理組合が防災に関する取組を実施していること の表明保証書 (様式第1)
- 2 省令第1条の2第2項の市長が不要と認める書類は、同条第1項第 1号から第9号までに掲げる書類とする。ただし、前項第1号に掲げ る書類を添付しない場合は、この限りでない。

(申請の取下げ)

第3条 認定申請をした者又は法第5条の7第1項の規定による管理計画の変更の認定の申請をした者は、当該申請をした後において、その

申請を取り下げようとするときは、申請取下げ届(様式第2)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。